

第二十三條 失業手当金の支給を受ける権利は、一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

前項の時効について、その中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。

(印紙税の非課税)

第二十四條 失業手当に關する書類には、印紙税を課さない。

(報告、出頭等の義務)

第二十五條 行政廳は、命令の定めるところによつて、受給資格者を雇用した事業主又は受給資格者に、受給資格者の異動、貸金その他この法律の施行に關し必要な報告、若しくは文書を提出させ、又は受給資格者を出頭させることができる。

離職した失業保険の被保険者は、命令の定めるところによつて、従前の事業主に対し失業手当金の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求することができる。その請求があつたときは、事業主は、その請求にかかる証明書を交付しなければならない。

(質問及び検査)

第二十六條 行政廳は、必要があると認める場合においては、当該官吏に、受給資格者を雇用した事業所に立入つて受給資格者の雇用關係及び貸金について、關係者に対し質問し又は帳簿書類の検査をさせることができる。

前項の場合において、当該官吏は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(罰則)

第二十七條 事業主、受給資格者その他の關係者が、故なく左の各号の一に該当するときは、これを六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第二十五條第二項の規定による証明を拒んだ場合

二 この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三 この法律の規定による当該官吏の質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に對し、同條の罰金を科する。

附則

この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

第六條に規定する期間は、昭和二十二年十一月一日以後この法律公布の日前に離職した者については、この法律公布の日から、これを起算するものとする。

農地調整法の一部改正

政府は農地改革を更に徹底するために昭和二十二年十二月二十六日法律第二百四十号を以て同法の一部を次の如く改正した。

農地調整法の一部改正

(昭和二十二年十二月二十六日法律第二百四十号)

農地調整法の一部を次のように改正する。

「地方長官」を「都道府縣知事」に、「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「農地關係」を「農地關係等」に改める。

第二條に次の三項を加える。

本法ニ於テ薪炭林トハ耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地(其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム)ヲ謂フ

本法ニ於テ採草地トハ肥料若ハ飼料又ハ此等ノ原料ニ用フル草又ハ落葉ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本法ニ於テ放牧地トハ家畜ノ放牧ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條第一項中「市町村農業會」を削る。

第四條第一項中「農地」の下に「採草地又ハ放牧地(農地タル採草地又ハ放牧地ニ植林ノ目的其ノ他採草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル採草地又ハ放牧地ヲ除ク)を加える。

第五條第二号中「都道府縣又ハ農地開發營團」を「又ハ都道府縣」に改める。

第六條ノ二第一項及び第六條ノ四第一項中「地租法」を「土地台帳法」に改める。

第九條第三項中「解約」を「解約(合意解約ヲ含ム以下同ジ)に、同條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條ノ二第一項但書を削る。

第十條、第十一條第一項及び第十二條第二項中「小作官」を「小作官又は小作主事」に改める。

第十四條ノ二 第八條、第九條及第九條ノ十ノ規定ハ薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ貸借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的トスル有償ノ契約ニ付之ヲ準用ス

第十四條ノ三 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體自家ノ薪若ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取、自家用ノ肥料若ハ飼料若ハ此等ノ原料ニ用フル草若ハ落葉ノ採取又ハ耕作者ガ耕作ニ附隨シテ生産シ若ハ飼育スル家畜ノ放牧ヲ目的トスル土地又ハ立木ノ使用收益ノ權利(以下使用權ト稱ス)ヲ取得スルノ必要アルトキハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受ケ土地又ハ立木ノ所有者(政府ヲ除ク)其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ使用權ノ設定ニ關スル協議ヲ求ムコトヲ得

市町村農地委員會前項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者、同項ノ承認ヲ受ケントスル者、當該市町村ノ長及都道府縣農地委員會、都道府縣開拓委員會又ハ當該市町村ノ區域ヲ其ノ地區ノ全部若ハ一部トスル森林組合、牧野組合其ノ他省令ヲ以テ定ムル團體ヲ代表スル者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ同項ノ承認ヲ受ケタル者ハ省令ノ定ムル所ニ依リ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ市町村農地委員會ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得但シ同項ノ承認ヲ受ケタル日ヨリ二月ヲ經過シタ

ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ四 前條第三項ノ規定ニ依ル裁定ノ申請アリタルトキハ市町村農地委員會ハ當該申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

前條第三項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ハ前項ノ公示ノ日ヨリ二週間内ニ市町村農地委員會ニ意見書ヲ差出スコトヲ得
市町村農地委員會ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後審議ヲ開始スベシ

裁定ハ其ノ申請ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ズ
裁定ニ於テハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス
一 設定ヲ爲スベキ使用權ノ内容及存續期間並ニ當該權利ノ目的タル土地又ハ立木

二 對價並ニ其ノ支拂ノ方法及時期
三 土地又ハ立木ノ引渡ノ時期
四 使用收益開始ノ時期

市町村農地委員會裁定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ前條第二項ニ掲グル者ニ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

前項ノ公示アリタルトキハ裁定ノ定ムル所ニ依リ當事者間ニ協議調ヒタルモノト看做ス

民法第二百七十二條但書及第六百十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第十四條ノ五 前二條ノ規定ハ自作農創設特別措置法第三十條又ハ第三十七條ノ規定ニ依リ買收ヲ爲ス目的ヲ以テ省令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ指定シタ

ル土地(其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム)ニ付テハ之ヲ適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル貸借其ノ他ノ契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絕ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者ガ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合
二 薪炭林ニ付慣行ニ依リ原木ノ採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ノアリタル日ヨリ二月内ニ同項ノ承認ナキトキハ都道府縣農地委員會ニ市町村農地委員會ニ對シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付支障ヲ及ボサザル場合ヲ除クノ外都道府縣知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該土地若ハ立木ニ付權利ヲ設定

第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付支障ヲ及ボサザル場合ヲ除クノ外都道府縣知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該土地若ハ立木ニ付權利ヲ設定

シ、當該土地ノ形質ヲ變更シ又ハ立木ヲ損壞シ若ハ
收去スルコトヲ得ズ但シ當該協議調ハザル場合ニ於
テ同條第三項但書ノ期間内ニ同項ノ規定ニ依ル裁定
ノ申請ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ八 第十四條ノ三第二項ニ掲グル者第十四
條ノ四ノ規定ニ依ル裁定ニ對シ不服アルトキハ同條
第六項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ都道府縣知
事ニ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ訴願ヲ受理シタルトキハ同項ノ
期間滿了後一月内ニ裁定ヲ爲スベシ
都道府縣知事前項ノ判決ヲ爲サントスルトキハ都道
府縣薪炭林等委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
都道府縣薪炭林等委員會ニ關スル規程ハ政令ヲ以テ
之ヲ定ム

第十五條第二項中「市町村農地委員會ハ」の下に「主
務大臣及」を加ふる。

第十五條ノ二第三項第二号中「其ノ所有スル農地ニ
付」を削り、同條第四項中「戶主若ハ家族」を「親族若ハ
其ノ配偶者」に、同條第五項中「戶主又ハ家族」を「親族
又ハ其ノ配偶者」に改め、同條第十項を削る。

第十五條ノ三第一項中「戶主若ハ家族」を「親族若ハ
其ノ配偶者」に改める。

第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有
セズ

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及準禁治産者
- 三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又
ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十五條ノ五 選舉ニ關スル事務ハ地方自治法第百八

十一條ニ規定スル市町村ノ選舉管理委員會之ヲ管理
ス
第十五條ノ七中「年齡多キ者ヲ取り年齡モ亦同ジキ
トキハ」を削る。

第十五條ノ十五を削る。
第十五條ノ十八を第十五條ノ二十二とし、第十五條
ノ十七條を第十五條ノ二十一とする。
第十五條ノ十六中「第十五條ノ十三」を「第十五條ノ
十五」に改め、同條を第十五條ノ十九とする。

第十五條ノ十四第三項を削り、同條を第十五條ノ十
六とし、第十五條ノ十三を第十五條ノ十五とする。
第十五條ノ十二中「及自己ト同一戶籍内ニ在ル者」
を「並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者」に改め、同條を第十
五條ノ十三とする。

第十五條ノ十一を第十五條ノ十二とし、第十五條ノ
十を第十五條ノ十一とする。

第十五條ノ九第二項中「市町村長」を「市町村ノ選舉
管理委員會」に改め、同條第四項に次の但書を加え、同
條第十五條ノ十とする。

但シ同項本文中總委員トスルハ總委員ノ過半數トス
第十五條ノ八を第十五條ノ九とする。

第十五條ノ八 前六條ニ規定スルモノノ外市町村農地
委員會ノ選舉ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ
定ム

第十五條ノ十四 都道府縣知事ハ都道府縣農地委員會
ノ請求ニ因リ市町村農地委員會ノ解散ヲ命ズルコト
ヲ得

前項ノ規定ニ依ル市町村農地委員會ノ解散アリタル
トキハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ選舉ヲ行フコトヲ要ス

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至第六項第八
項第九項本文及第十五條ノ三乃至第十五條ノ十四ノ
規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五
條ノ二第六項中五人トアルハ十人、三人トアルハ六
人、二人トアルハ四人、同條第八項中三人トアルハ
五人、第十五條ノ五及第十五條ノ十第二項中市町村
ノ選舉管理委員會トアルハ都道府縣ノ選舉管理委員
會、第十五條ノ二第八項、第十五條ノ十第三項及第
十五條ノ十四第一項中都道府縣知事トアルハ主務大
臣、第十五條ノ十第二項中當該區分ニ屬シ選舉權ヲ
有スル者トアルハ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者
(選舉區ノアル場合ニ在リテハ、同一選舉區ニ屬スル
者ニ限ル)、委員トアルハ委員(選舉區ノアル場合ニ
在リテハ當該選舉區ニ屬スル委員ニ限ル)、第十五條
ノ十四第一項中都道府縣農地委員會トアルハ中央農
地委員會トス

第十五條ノ十八 都道府縣知事都道府縣農地委員會又
ハ市町村農地委員會ノ議決ガ法令ニ違反シ又ハ著シ
ク不當ナリト認ムルトキハ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ
付スルコトヲ得但シ議決ノアリタル日ヨリ一月ヲ經
過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

都道府縣知事前項ノ規定ニ依ル都道府縣農地委員會
又ハ市町村農地委員會ノ議決ガ仍法令ニ違反シ又ハ
著シク不當ナリト認ムルトキハ中央農地委員會又ハ
都道府縣農地委員會ニ對シ其ノ取消ヲ請求スルコト
ヲ得

第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會第二項ノ規
定ニ依ル請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ノアリタ

定ニ依ル請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ノアリタ

ル日ヨリ一月内ニ其ノ取消ノ可否ヲ議決スベシ
第十五條ノ二十 市町村農地委員會又ハ都道府縣農地
委員會ノ委員及其ノ事務ニ從事スル者ハ登_録所、土

地臺帳所管應、家屋臺帳所管應又ハ市町村ノ事務所
ニ就キ無償ニテ第十五條又ハ第十五條ノ十五ニ規定
スル事項ヲ處理スルニ必要ナル簿書ノ閱覽又ハ謄寫
ヲ求ムルコトヲ得

第十七條ノ三 本法中都道府縣又ハ都道府縣知事ニ關
スル規定ハ特別市ノ指定アリタルトキハ政令ヲ以テ
定ムル時期迄ハ當該特別市ノ區域ヲ含ム指定前ノ都
道府縣又ハ其ノ知事ニ、市町村又ハ市町村長ニ關ス
ル規定ハ特別區ノ存スル地ニ在リテハ特別區又ハ特
別區ノ區長ニ、地方自治法第百五十五條第二項ノ市
ニ在リテハ區又ハ區長ニ、特別市ニ在リテハ行政區
又ハ行政區ノ區長ニ、全部事務組合又ハ役場事務組
合ノ存スル地ニ在リテハ組合又ハ組合管理者ニ之ヲ
適用ス

第十七條ノ五第二号中「第九條第三項」の下に「第十
四條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加え、同條第
三号を第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加え
る。

三 第十四條ノ七ノ規定ニ違反シタル者
第十七條ノ六中「若ハ第三號前段」を、「第三號若ハ第
四號前段」に改める。

附 則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

但し、改正後の第十五條ノ二第四項第五項及び第十
五條ノ三第一項の規定は、昭和二十二年五月三日か
ら、これを適用し、改正後の第十五條ノ十七の規定

中第十五條ノ二第三項乃至第五項及び第十五項ノ三
乃至第十五條ノ五の規定を準用する場合、昭和二
十三年一月一日からこれを施行する。

第二條 第四條の改正規定は、この法律施行の際現
存する採草地又は放牧地（農地たる採草地又は放牧
地並びに植林の目的その他採草及び家畜の放牧以外
の目的に主として供せられてゐる採草地又は放牧地
を除く。以下同じ。）に關する契約で當該契約に係
る権利の設定又は移轉に關する登記及び當該採草地
又は放牧地の引渡のいづれもが完了してないもの
についても、これを適用する。

第三條 昭和二十年十一月二十三日現在における農地
の賃借人で同日以後第九條第三項の改正規定施行の
日前に賃貸借の解除、解約（合意解約を含む。以下同
じ。）又は更新の拒絶に因つて當該農地の賃借人でな
くなつたものは、市町村農地委員會の承認を受け、
當該農地の昭和二十年十一月二十三日現在における
所有者又はその承継人（同日現在における當該賃貸
借の賃貸が新有権に基いてされたものでない場合に
は、賃貸人又はその賃貸の基礎となつた権利の承継
人。以下同じ。）に對し、當該農地につき賃貸借契約
を締結することに關し協議を求めることができ、

左の各号の一に該当する場合には、市町村農地委
員会は、前項の承認をすることができない。

一 前項の賃貸借の解除、解約又は更新の拒絶に係
る農地が昭和二十年十一月二十三日現在における
當該農地の所有者又はその承継人以外の者の耕作
の業務の目的に供されてゐる場合

二 都道府縣農地委員會において前項の賃貸借の解

除、解約又は更新の拒絶のあつたときにおける當
該所有者又は承継人及び賃借人に就いての事情を
調査して當該賃貸借の解除、契約又は更新の拒絶
を適法且つ正当であると認めたる場合

三 前二号の外市町村農地委員會において前項の承
認の申請が信義に反すると認めたる場合

四 前項の承認を申請した者が所有権、賃借権、使
用賃借による権利又は永小作権に基いて自作農創
設特別措置法第三條第一項第三号の面積又は同條
第三項の規定により當該区域につき定められた同
一号の面積に代るべき面積を超える面積の農地に就
き現に耕作の業務を営んでゐる場合

五 昭和二十年十一月二十三日現在における第一号
の農地の所有者又はその承継人が現に當該農地に
就き耕作の業務を営む場合に於ては、その者が
當該農地に就いての耕作の業務をやめるときは、
その生活状態が前項の承認を申請した者の生活状
態に較べて著しくわるくなる場合

第一項の場合において、協議が調わず、又は協議
をすることができないときは、同項の承認を受けた
者は、命令の定めるところにより、當該農地の賃貸
に關し市町村農地委員會の裁定を申請することがで
きる。但し、同項の承認を受けた後二箇月を経過し
たときは、この限りでない。

市町村農地委員會は、前項の裁定をしたときは、
遅滞なく第一項の規定による協議の当事者にその旨
を通知しなければならない。

第三項の裁定に對し不服ある者は、前項の通知を
受けた日から一箇月以内に都道府縣農地委員會に訴

願することができる。

都道府縣農地委員会は、前項の訴願を受理したときは、同項の期間満了後一箇月以内に裁決してなければならぬ。

第一項の請求に係る農地につき、第三項の規定により賃借権を設定すべき旨の裁定があつた場合において第五項の規定による訴願が却下され、若しくは同項の期間内に訴願の提起がないとき、又は前項の規定により賃借権を設定すべき旨の裁決があつたときは、当該裁定又は裁決に定めるところにより、当該農地につき賃借権が設定されたものとみなす。

前項の規定による賃借権の設定については、民法第六百十二條の規定は、これを適用しない。

第四條 市町村農地委員会が前條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定の申請を受けた日から二箇月以内に当該申請に係る農地につき同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をしない場合において、当該申請をした者がその期間経過後一箇月以内に都道府縣農地委員会に対して当該市町村農地委員会に同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をすべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府縣農地委員会は、当該市町村農地委員会に対して同條第一項又は第三項の規定により承認又は裁定をすべき旨を指示しなければならない。

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第三号中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と読み替へるものとする。

第五條 前二條の規定による処分が違法なものの取消

又は変更を求める訴は、昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定にかかわらず、当事者がその処分があつたことを知つた日から一箇月以内にこれを提起しなければならない。但し、処分の日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかわらず、訴を提起することができない。

前項の訴の提起は、前二條の規定による処分の実行を停止しない。

第六條 第九條第三項の改正規定施行後命令で定める時期までは、改正後の第九條第三項（第十四條ノ二）において準用する場合を含む。以下同じ。中「市町村農地委員会ノ承認」とあるのは、「都道府縣知事ノ許可」と、改正後の同條第四項及び第五項中「承認」とあるのは、「許可」と読み替へるものとする。

都道府縣知事は、改正後の第九條第三項及び前項の規定による許可をするには、農地に係る場合にあつては、都道府縣農地委員会の意見、薪炭林、採草地又は放牧地に係る場合にあつては、都道府縣薪炭林等委員会の意見を聴かなければならない。

第七條 第十五條ノ十四の改正規定施行の際現に都道府縣農地委員会の委員たる者は、改正前の同條第三項第一号乃至第三号の規定により互選された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條の二第三項各号の規定により選考されたものとみなし、改正前の第十五條ノ十四第三項第四号の規定により選任された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第八項の規定により、選任されたものとみなす。

前項の規定は、委員の任期に影響を及ぼさない。

第八條 第十五條ノ十八の改正規定施行前にした都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の議決については、同條第一項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。

人口動態調査の厚生省移管

人口動態調査が総理廳より厚生省へ移管されたに伴い、昭和二十二年九月八日厚生省令第二十五號を以て人口動態調査令施行規則の一部が次の如く改正された。

人口動態調査令施行規則の改正

(昭和二十二年九月八日
厚生省令第二十五號)

「内閣總理大臣」を「厚生大臣」に、「總理廳統計局長」を「厚生大臣」に、「總理廳事務官」を「厚生事務官」に、「總理廳統計局」を「厚生省」に、「府縣支廳」を「都道府縣支廳」に、「總理廳令」を「省令」に改める。

第二十條第一項中「府縣支廳」には東京都支廳及び北海道廳支廳を含み、第二項中「第一項」を削る。

附則

この省令は昭和二十二年九月一日から、これを適用する。

生計費指數資料實地調査の休止

標記調査を當分の間休止するの趣旨により、生計費指數資料實地調査も休止せられることとなり、昭和二十二年十一月十九日政令第二百四十三號の政令を以つて左の如く公布された。